

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

内閣府

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	リスクコミュニケーションの実施 意見交換会の開催や年誌の発行等を行い、食品安全委員会が行うリスク評価に関する科学的情報について、分かりやすく解説し国民一般に対して提供を行う。	24	24

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

消費者庁

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
食品ロス削減推進調査事業	食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育、普及啓発を推進する。また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。	43	32
消費者安全に関する啓発の推進	食品に係るリスクコミュニケーションの実施 食品の安全に関して、消費者が科学的知見に裏打ちされた情報に基づき自ら判断出来るよう、消費者の関心が高いテーマを取り上げた意見交換会等を実施する。	70の内数	132の内数
エシカル消費に関する調査及び教育の推進	地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査等を実施するとともに、各種イベント等への積極的な参画や情報発信の取組を強化する。	11	10

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

こども家庭庁

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の推進	成育基本法の趣旨を踏まえ、成育医療等基本方針に基づき、「朝食を欠食するこどもの割合」等の指標を設定し、自治体における計画の策定を支援するなど、従来までの「健やか親子21」の取組を含めた母子保健活動の推進を行う。	1,540の内数	5,600の内数
地域こどもの生活支援強化事業	多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地域にある様々な場所を活用し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援を必要としている子供を早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みを作ることによって、地域の子供たちへの支援体制の強化を図る地方公共団体の取組を支援する。	－	19,731の内数

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

総務省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施する。 モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーを開催する。	18	18

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

外務省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金(任意拠出金)	国連世界食糧計画(WFP)への拠出を通じて国際的な連携・交流の促進及び飢餓や栄養不足の問題等に関する情報提供を行う。	405の内数	527の内数
在外公館文化事業	在外公館が管轄地域における要人との人脈形成、対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として主催(共催)する総合的な日本文化を発信する。	180の内数	263の内数
「日本の魅力」発信事業	日本食や日本の食文化の紹介も含めた海外向け日本事情発信誌や映像資料を作成する。	63の内数	86の内数
国際連合食糧農業機関分担金(FAO)	国連食糧農業機関(FAO)に対して分担金を拠出することにより、同機関が実施する食品の安全や栄養改善に関する事業や調査分析、情報収集等の取組へ貢献する。	4,178の内数	6,124の内数

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

文部科学省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究	食料・農業・農村基本法が改正されたことを踏まえ、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進に係る先進事例を創出する。	—	90
学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業	学校給食における地場産物・有機農産物の使用に当たっての課題解決に資するため、学校側や生産・流通側の調整役としての仕組みづくりを担うコーディネーターの配置に必要な経費や、大量調理に当たり必要となる備品の購入にかかる経費、学校で指導を行うために必要となる生産者等の人材派遣にかかる経費、一次加工に係る経費等を支援する。	38	—
食の指導改善充実事業 (①食に関する健康課題対策支援事業 ②食の指導改善充実に向けた検討)	①栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施するほか、個別指導の実践事例を創出する。 ②食に関する実態調査を行うとともに、食に関する指導の評価の在り方について検討を行う。	31	64
学校保健・食育推進体制支援事業(学校保健推進体制支援事業)	複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、養護教諭・栄養教諭を支援する体制を強化することが課題となっていることを踏まえ、都道府県・指定都市が実施する、経験豊富な退職養護教諭・栄養教諭を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。	104の内数	104の内数
地域における家庭教育支援基盤構築事業	地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への、子供の生活習慣や食育を含む学習機会の提供など、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。	70の内数	81の内数
「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業	国立青少年教育振興機構と連携・協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業、中高生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施する。	— (国立青少年教育振興機構の予算で実施)	— (国立青少年教育振興機構の予算で実施)
公立学校施設の整備(学校給食施設整備)	学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、衛生管理の充実強化等に必要な学校給食施設の整備に対する補助を行う。	68,346の内数	204,810+事項 要求の内数
伝統文化親子教室事業	次代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等を継承・発展させるため、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図り、創造力と感性を備えた豊かな人間性を涵養する。	1,489の内数	1,864の内数

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
現代型食生活のための食 品成分情報取得・活用強 化事業	日本食品標準成分表に関して、現代型食生活を踏 まえた収載食品の追加・更新等に係る調査及び食品 成分データベースを基本としたオープンデータの利活 用のためのシステム化調査等を行う。	128の内数	128の内数
国民文化祭	観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その 他の各関連分野における施策と有機的に連携しつ つ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典 を実施し、各種の文化活動を全国規模で発表、共 演、交流する場を提供するとともに、文化により生み 出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に 活用し、一層の芸術文化の振興に寄与する。	254の内数	261の内数
健全育成のための体験活 動推進事業	子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体 験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験 など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間 性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの 役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を 促す。	99の内数	122の内数

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

厚生労働省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第三次)」)(国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第二次)」))	令和6年度からの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」について、国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進を図るとともに、国民の身体状況や食生活等の状況を明らかにする国民健康・栄養調査の実施、最新の科学的根拠に基づく食事摂取基準の策定など、健康増進の総合的な推進を図る。	905	761
8020運動・口腔保健推進事業	都道府県が実施する歯の健康づくりのために行われる地域の実情に応じた歯科保健医療事業の円滑な推進を支援する。	1,205の内数	1,326の内数
食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報の提供や双方向の意見交換を行う。	9	9

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

農林水産省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進する。 その際、農林漁業体験機会の提供に加え、産直活動等の様々なチャネルを通じて生産者と消費者との交流を推進する取組を持続的に展開するための環境整備を新たに支援対象とする。	1,720の内数	2,269の内数
食育活動の全国展開事業	第4次食育推進基本計画に基づき、食育推進全国大会の開催、食育活動表彰、食育に関する調査等のほか、全国食育推進ネットワークの改組・拡充を行うことにより、食育の全国展開を図る。加えて、次期食育推進基本計画の作成・実施に向けた調査・普及啓発を通じて、更なる食育の推進に取り組む。	65	76
消費者理解醸成・行動変容推進事業	国民の行動変容のため新たな食料システムを支える企業等の優良な取組を表彰し、これら取組との直接的な接点の場を設け、SNS等による情報発信を行う。	53	101
みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進(みどりの食料システム戦略の理解浸透)	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、食料システムの関係者による環境負荷低減の取組の更なる理解・活用促進に加え、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進する。	650の内数	3,500の内数
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業(有機農業産地づくり推進)	地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から、学校給食等での利用など消費まで一貫し、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組を支援する。	650の内数	3,500の内数
みどりの食料システム戦略推進総合対策(有機農業推進総合対策事業)のうち国産有機農産物等需要拡大支援事業	小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起や、有機農産物等の認知度向上、有機農業の環境保全効果を訴求する取組、生産者と事業者間のマッチング等を支援する。	650の内数	3,500の内数
地域の持続的な食料システム確立推進支援事業	食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援する。また、食品企業による広域的な産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援する。	-	310
地域食品産業連携プロジェクト推進事業	地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が、それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置して、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を支援する。	90	-
持続可能な地域の食文化再構築支援事業	地域が一体となって地域の食文化の再構築を図る「食文化継承モデル地域」を選定し、地域の食文化の担い手間の連携強化や、現代の価値観や嗜好に合った形での郷土料理の提供体制の構築を図る取組等、持続的な地域の食文化の継承に向けた体制づくりや、継承環境の整備を推進する。	-	10

農林水産省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業のうち食文化の多角的な価値の整理・情報発信及び食文化コンテンツ関連の人材の高度化	訪日外国人及び海外消費者を中心に関心が高まっている日本の食・食文化についての高付加価値な情報の整理・発信等に向けた取組を支援する。	21の内数	—
新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちサステナビリティ課題解決支援事業	海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題(環境、人権、栄養)等について、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図るため、官民連携の場の構築やサステナビリティ課題に関する調査・分析を行う。	—	102
新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち栄養改善ビジネス国際展開支援事業	日本の食品産業等の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、開発途上国、新興国現地の栄養実態や食文化・食習慣に係る調査、栄養改善ビジネスに関する事業化プロセスの実証等を支援する。また、国際機関等との連携を通じた栄養に関する国内外の情報収集・発信等を支援する。	20	—
食品ロス削減総合対策事業のうち食品ロス削減等推進事業	事業系食品ロスの削減に向け、フードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等の取組を支援する。	46	224
食品アクセス総合対策事業	円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、そのスタートアップや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施する。	100	385
農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(旧農山漁村発イノベーション対策)	農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援する。	8,389の内数	10,388の内数
農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策	都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援する。	8,389の内数	10,388の内数
持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち持続可能な水産物消費拡大推進事業	持続可能な水産物の消費拡大のため、魚食普及活動、適切な資源管理に必要な流通・消費段階における環境づくり、「さかなの日」賛同メンバーの連携による水産物の消費拡大の取組を支援する。	556の内数	1,065の内数
海業振興支援事業	海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図るため、先導的テーマに係る立ち上げに必要な実証事業や、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり、漁業者等の海業に対する意識醸成の取組、漁業者等が海業に一步を踏み出すための事業・施設運営コンサルティング、民間事業者との連携、外部人材の招へい等を支援する。	—	500の内数
浜の活力再生・成長促進交付金のうち海業推進事業	海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備等を支援する。	—	5500の内数

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

経済産業省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
ヘルスケア産業競争力強化事業(うちヘルスケア産業基盤高度化推進事業)	健康経営の推進・発展 企業が従業員の健康に経営的視点から取り組む、健康経営を発展させる。具体的には、健康経営に係る顕彰制度の推進とともに、健康経営の効果検証等を行い、健康経営のすそ野拡大及び質的向上を図り、健康への投資を促進する。	1,140の内数	400の内数

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

環境省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R促進事業費	学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の実施等について、地方自治体を支援する。 学校において食育・環境教育を実施することは給食の食べ残し等の食品ロスの削減に資すると考えられ、食品ロス削減に関する普及啓発の観点からも、学校において食品ロス削減に係る取組を行うことは重要である。このため、学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の推進策の検討や食品ロス削減の取組の普及啓発を行い、その効果検証を行う地方自治体を支援する。	152の内数	300の内数
「デコ活」(新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業	脱炭素のみならず資源循環(食品ロス削減、サステナブル・ファッション等)やネイチャーポジティブの実現を目的として、デコ活応援団(官民連携協議会)を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。	3,763の内数	4,275の内数

食品ロス削減推進調査事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和7年度概算要求（案）額 30百万円（36百万円） [食品ロス削減推進調査経費]

令和7年度概算要求（案）額 1.7百万円（1.6百万円） [食品ロス削減推進会議]

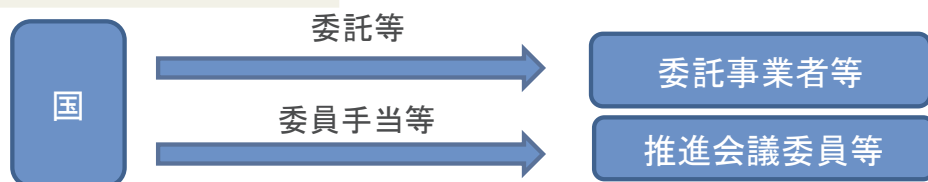
事業概要・目的・必要性

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要である。
- このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育及び普及啓発を推進する。
- また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。

事業イメージ

- 消費者等への普及啓発のための人材育成等
 - ・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供する。
 - ・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する人材を育成するための研修会等を行う。
- 先進的な事例や優良事例等の全国的な展開
 - ・「食品ロス削減推進表彰」を実施し、優れた取組を表彰する。
 - ・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援する。
- 諸外国における制度等の調査
 - ・海外における食品ロス削減に関する制度等の調査を行う。
- 食品ロス削減推進会議の開催
 - ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップ等を行う。

資金の流れ



期待される効果

- 全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進する。
- 事業系食品ロス及び家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減する。

消費者教育充実・推進事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和7年度概算要求額 **56百万円**（令和6年度予算額 62百万円）〔消費者教育充実・推進事業〕
令和7年度概算要求額 **6.7百万円**（令和6年度予算額 6.7百万円）〔消費者教育推進会議〕

事業概要・目的・必要性

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、対象領域及びライフステージに対応した消費者教育を総合的に推進するための環境整備を行う。
- エシカル消費（人・社会・環境等に配慮した消費行動）の考え方及び行動が広がるよう、普及啓発を行う。

事業イメージ・具体例

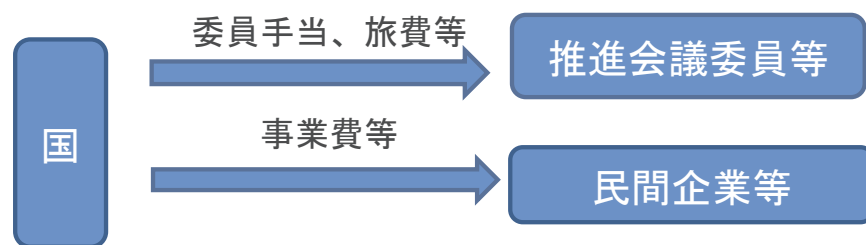
- 消費者教育推進会議（審議会）の開催
 - ・消費者教育の総合的・体系的かつ効果的な推進のために、委員相互の情報交換及び調整を行う。
 - ・改定された基本方針を踏まえて、社会のデジタル化に対応した消費者教育、体系的な消費者教育推進のための体制整備、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育等について議論を行う。

事業イメージ・具体例

- 「消費者力」育成・強化に向けた消費者教育の推進
 - ・消費者被害の未然防止を図るため、若年者や高齢者、障害者等を対象とした「消費者力」育成・強化のための体験型教材について、最新の手法等の拡充を行い、実践的な消費者教育を推進する。
 - ・各世代の消費者自身による教材の活用を促進するため、コーディネーターや若者等の新たな担い手の育成・協働を進め、教材活用の取組を推進する。

※成年年齢引下げ後の消費生活相談の実態も踏まえ、若者に直接情報を届けるための機会を創出し、効果的な情報発信を実施する。
- 事業者における消費者教育の推進
 - ・切れ目ない消費者教育の機会を提供するため、事業者の若年から壮年、退職期までの従業員を対象として消費者被害の防止とSDGs等の観点を取り入れた消費者教育の研修の実施を促進する。
- エシカル消費に関する調査及び教育の推進
 - ・地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査やエシカル消費の実践度向上に向けた効果的な啓発手法の開発を実施するとともに、先進事例等を紹介する機会の充実を図るため、情報発信の取組を強化する。
 - ・エシカル消費に関する教材を自治体や学校等で活用してもらえよう働きかけを行うとともに、職員によるワークショップ等を実施し、全国への普及に取り組む。

資金の流れ



期待される効果

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、自主的、合理的に行動することができる自立した消費者を育成する。
- エシカル消費の普及促進を通じて、消費者・事業者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう促す。

成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の推進

こどもまんなか
こども家庭庁

成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等

成育局 母子保健課

令和7年度概算要求額：こども政策推進事業委託費 56億円の内数（15.4億円の内数）

目的

- 妊産婦やこども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
- 同法を踏まえ、従来、妊産婦やこども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
- このため、従来までの「健やか親子21」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子21のサイトにて公表していくとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法:「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」
(平成30年法律第104号)

- 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

実施主体等・補助率等

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額
- ◆ 事業内容：（1）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等
（2）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく指標のデータ更新等
（3）コンテンツの整理、情報発信

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」
(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（抜粋）

（教育及び普及啓発）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（医療計画等の作成に当たっての配慮等）

第十九条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2・3（略）

⇒ 政令で定める計画に、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画が含まれる。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第170号）第8条第9号）

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」について

- 成育基本法第11条第1項の規定に基づく同方針については、令和2年度に策定。
- 令和5年3月に所要の改定を行い、令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定。
- 成育医療等基本方針では、成育医療等の現状と課題として、「低出生体重児の割合の増加」、「学童期・思春期における全般の問題」、「食生活等生活習慣に関する課題」に栄養・食生活に関する課題が明記されるとともに、これらに関連した評価指標を設定。

＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和7年度概算要求額 197億円の内数（－億円）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
- ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業（補助基準額：3,070千円）
 - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）
- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）（補助基準額：1,520千円）
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,912千円）
- エ その他上記に類する事業
- ※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
 - 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携



支援が必要なこども

要保護児童対策地域協議会

市区町村



こども家庭センター



学校・教育委員会



市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

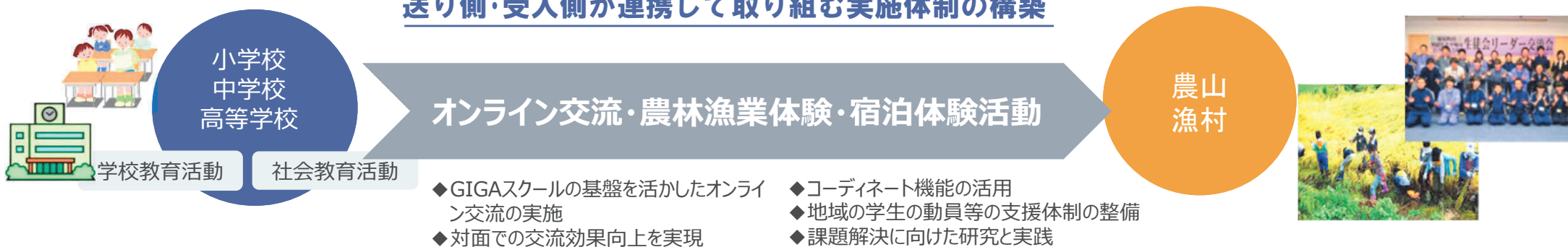
【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R7概算要求額： 18百万円
(R6当初予算額： 18百万円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、**送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業**を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「**子供の農山漁村体験交流計画**」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催による**セミナー**を開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費（調整費、運営費、謝金、特産品の交換）等	・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費

等

在外公館文化事業＜和食＞

目的:世界的な「和食ブーム」、我が国の伝統的食文化としてのユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、現地ニーズに応じた専門家によるレクチャー・デモンストレーション等を通じて、我が国の食文化の魅力を効果的に発信。

期待される効果:本邦のトップレベルの専門家や近隣国の料理人等を、現地における日本食の浸透度、食文化の洗練度等に応じて柔軟に派遣。

→和食を通じて、我が国の文化の魅力を効果的に発信することにより、良好な対日イメージを形成。



和食月間 フランス（リヨン市） （令和5年2月）

- 「リヨン国際美食館」にて和食に特化した事業を集中的に実施。寿司、和菓子、日本酒等を切り口に和食文化の講演と試食・試飲等を行った。
- 期間を通じて全体の来場者数は、7,500人、事業については、現地メディア39件、日本メディア5件で紹介された。
- 現地での和食への理解・関心が高まり、日本製品の輸出促進、インバウンド需要の開拓・促進に資する事業となった。



日本祭りにおける和菓子レクチャー デモンストレーション ボリビア（サンタクルス市） （令和5年10月）

- 和菓子専門の講師を招き、ユネスコ無形文化遺産に申請された和菓子を紹介・展示。対面式で和菓子作成を実施披露。和菓子を通じて「和」の美しさ等をレクチャーした。
- 100人の参加者枠が予想を上回り150人の参加となり、全員が見学できるようリアルタイムでバックスクリーンでも流した。体験型を取り組んだことにより多くの参加者に楽しんでもらえ、日本や日本文化に関心が高まった。



和食レクチャー・デモンストレーション ASEAN代表部（ジャカルタ市） （令和5年11月）

- 巻き寿司の美しさや栄養バランスを解説、実演、参加者による体験を通じて無形文化遺産としての和食の正しい知識を広げた。
- 150人規模を予定していたところ160人の参加者が得られ、現地取材メディア6件から好意的な報道が見られた。現地公館のInstagram、Facebook、Twitterに投稿したことで多くの反応があり、親善大使のSNSでは190件以上のコメントが投稿された。

- 海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」の在外公館を通じた配布
- 映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」における日本の食文化や日本文化の紹介



令和5年度第1号(通巻35号)では、「召し上げれ、日本」の連載ページでそうめんを紹介。

にぽにか

美しい写真を多用した日本事情発信誌を年2号制作し、日本の社会・文化・流行等を紹介。毎号「召し上げれ、日本」という連載等、「食」についても発信。在外公館において、定期配布のほか広報文化事業や学校訪問の際にも活用。



正月を彩る餅～雑煮と花餅～



食育～食を通じた学び～



日本の箸



美味しく食べきる！
～食料廃棄に挑む最新技術～

ジャパン・ビデオ・トピックス

日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面を分かりやすく紹介するビデオクリップ。日本の「食」についても発信。毎年、100局以上の海外テレビ局による放映の他、在外公館による上映、貸出し等にも利用。

学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究

背景	- 学校給食における有機農産物等の活用は、児童生徒に安心・安全な食材を提供するために有効であるとともに、食育の観点からも教育的意義を有する。 - 食料・農業・農村基本法が改正され、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食への有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められており、学校給食に有機農産物を活用する際の課題解決への支援が必要。また、オーガニックビレッジ等との連携を促し、生産から消費までの一貫したモデルの創出が必要。
課題	- 域内で必要な量の確保が難しく、定期的に生産者へ生産状況を確認したり、関係者間で協議を行う必要がある。また、一般的に流通している食材に比べるとコスト面でも課題がある。 - サイズが不揃いであったり変形しているなどで学校給食用の納入規格に合わない。学校給食で使用するためには、生産者に加工済みの食材を納入してもらうか、調理場において加工用の調理器具を使用する必要がある。

事業概要

学校給食における有機農産物等の総合的な使用促進・有機農産物等の使用を通じた環境負荷低減や食料安全保障の観点を含めた児童生徒の食育推進を目的とし、先進事例創出のための調査研究を行う。

＜事業内容＞

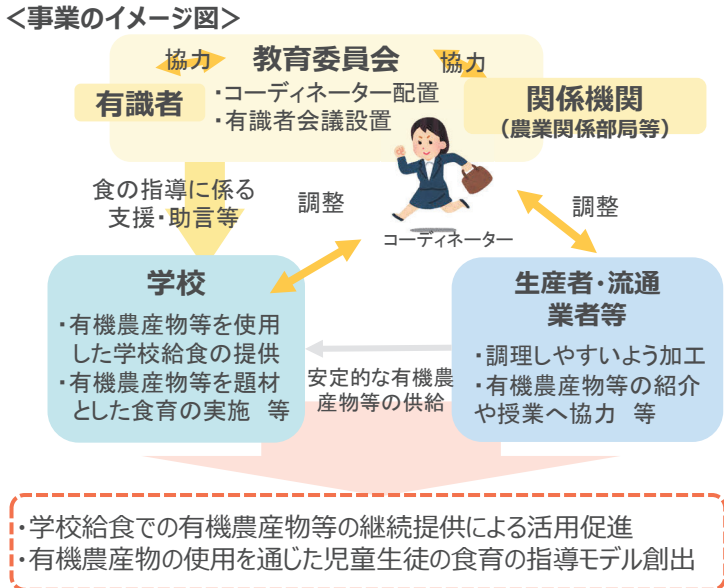
○有機農産物等の継続的な活用による食育の推進

- 継続的に有機農産物等を題材に上げ、食文化・産業への理解促進、生産者への感謝の気持ちの醸成などに係る方策と効果を研究
- 継続的に有機農産物等を題材に上げ、持続可能性の高い農業に係る理解を促進することなどに係る方策と効果を研究
- 効果的な農業体験の導入等による環境負荷低減に係る理解を促す方策と効果を研究

○有機農産物等の安定的な供給による使用促進

- 市町村内での仕組みづくりを担うコーディネーター等の人材配置や、安定的な供給の促進に資する契約による有機農産物の導入への効果を研究
- 調理器具の購入や人材配置の工夫、そのままでは活用が難しい食材を生産者側で加工して納品してもらうこと等による有機農産物等の加工効率化の効果を研究
- 有機農産物等を活用した新しいメニューの開発、食育を目的とした定期的なメニュー化の促進等による有機農産物等の活用増加への効果を研究
- 有機農産物等の供給量確保のための関係機関との連携方策の実施とその効果を研究

＜事業のイメージ図＞



件数・単価	11箇所×8百万円/箇所	交付先	地方公共団体等	対象経費	諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費 等
-------	--------------	-----	---------	------	---

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
- 受託先における学校給食における有機農産物等の使用率の前年比増 - 学校給食の時間と連動した教科等における有機農産物等を題材とした指導回数の前年度比増	- 学校給食における有機農産物等の安定的な生産・供給体制構築による有機農産物等を使用する自治体数の増 - 学校給食の時間と連動した教科等における有機農産物等を題材とした指導回数の全国における回数増	- 学校給食における有機農産物等の全国における使用率の上昇 - 地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢、環境負荷低減等に係る児童生徒の理解促進

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

背景

- ・ 社会環境が大きく変化した現代において、児童生徒が健全な食生活を実践することの困難な場面が増え、食物アレルギーや偏食等、食に関する健康上の課題が多様化。
- ・ 栄養教諭を中核とした学校における食育を通じ、児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせることが重要。

事業① 食に関する健康課題対策支援事業 44百万円 (25百万円)

課題

児童生徒の食に関する健康課題を対処するには、栄養に関する専門的な知識を有する栄養教諭が中心となって学校において個別指導に取り組んでいく必要があるものの、その取組の実態は、栄養教諭の資質・能力や個別指導の重要性に対する認識の違いによりバラつきがある。

事業概要

【民間団体】

栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、**個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施**

【地方公共団体】

市町村内の各児童生徒への個別指導を実施し事例を積み上げるとともに、設置者として市町村内の児童生徒に継続的かつ効果的に指導を行うための調査研究を実施

アウトプット

研修会参加人数の増
個別指導の実績数の増

短期アウトカム

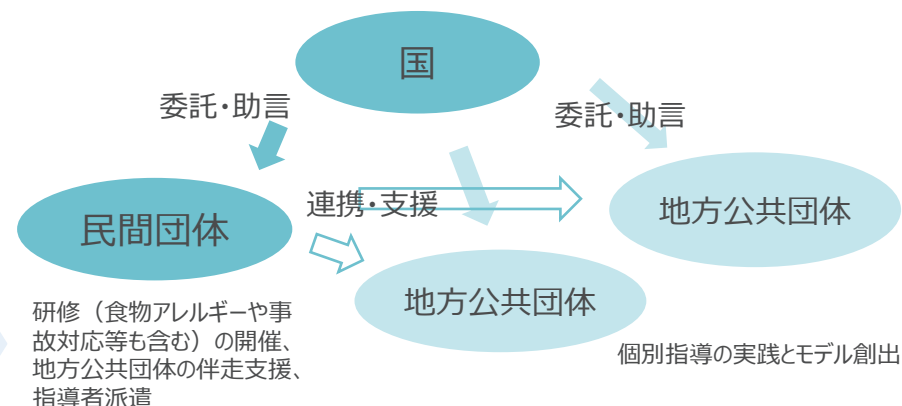
栄養教諭の個別指導力向上
による関係者の満足度の向上

長期アウトカム

栄養教諭の個別指導による
生徒の健康状態の改善・向上の件数増

委託先：民間団体等、地方公共団体
委託箇所数：10百万円・1箇所（民間等）、
2百万円・15箇所（地方公共団体）
対象経費：研修会開催や指導助言に必要な謝金・旅費等
事業開始年度：令和5年度

(事業イメージ)



事業② 食の指導改善充実に向けた調査研究 20百万円 (6百万円)

課題

- ・ 食に関する諸課題について、児童生徒が興味・関心を持ち、課題を自分事として捉え、解決していこうとする態度を育むことが重要。
- ・ 食に関する指導の質の向上を図るため、教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくカリキュラム・マネジメントの充実が必要。

アウトプット

食に関する評価のモデル
の整理・試行の実施

短期アウトカム

食に関する評価の実施

長期アウトカム

食の評価に係るPDCAサイクルが確立し、児童生徒の食についての正しい知識や適切な判断力向上、食に対する意識の向上を体系的に促進

事業概要

食に関する実態調査を行うとともに、検討委員会を設置し、**食に関する指導の評価の在り方について検討**を行う。
また、学校給食摂取基準改定に係る各種検討を新たに実施。

委託先：民間団体等 事業開始年度：令和6年度
委託箇所数：16百万円・1箇所（民間等）
対象経費：有識者会議の開催や評価方法の試行に必要な謝金、旅費、人件費等

現状・課題

養護教諭

- 複雑化・多様化する現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症の感染拡大、メンタルヘルスの問題、いじめ・不登校・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化などに伴う問題）
- 新型コロナウイルス感染症を契機とした養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談、保健指導などの対応の充実）
- このような中、児童生徒等への支援のみならず、学校の衛生環境等の管理や関係機関との連携など様々な業務を並行して行わなければならない

- 多くの学校で養護教諭は一人配置であるため、多種多様な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、最新の医学・心理・福祉等の必要な知識や技能の更新が困難

栄養教諭

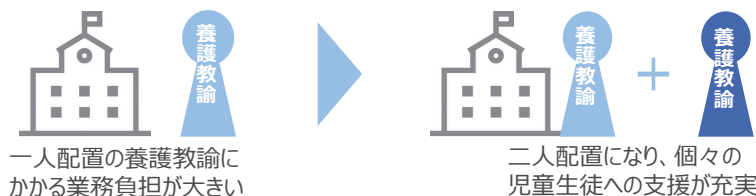
- 肥満や、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別相談指導の必要性の増大
- 食料安全保障、環境と調和のとれた食料システムなど、食を取り巻く現代的な課題に対応する指導を行うための体制充実、資質・能力の向上が必要
- 衛生管理等の通常業務に加え、食材の安定した調達や、昨今の物価高騰等の時勢を踏まえた対応が求められるなど、栄養教諭が担う業務が煩雑化している

- 栄養教諭は、複数校を兼務しているケースが多く、学校への配置数が相対的に少ないため、各学校に在籍している多様な課題を抱える生徒へのきめ細かな対応が困難。

事業内容

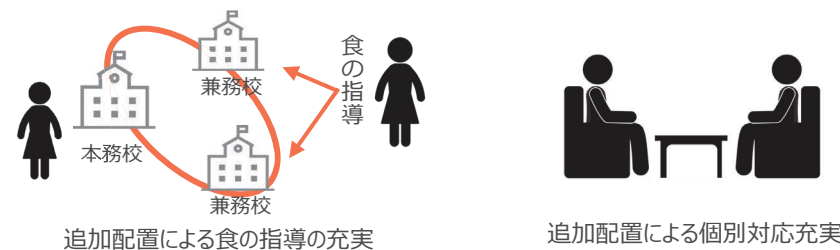
養護教諭の派遣による繁忙期や大規模校等における業務支援

- 域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。
- 健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



栄養教諭の派遣による食の指導の充実、個別対応充実

- 複数校の兼務等により十分に食の指導が行き届いていない学校への派遣による食の指導の充実、個別の対応が必要な児童生徒が多い学校に追加の栄養教諭を派遣し、食の指導の充実を図る。



子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭の業務体制の強化や時代に即した資質能力の向上を図る

アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が実施する養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

長期アウトカム（成果目標）

養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

事業実施期間

令和5年度～

<実施主体> 都道府県又は指定都市教育委員会
<補助率> 派遣に係る経費の3分の1を補助

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

81百万円
70百万円



背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [66百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R7目標： **1,000チーム**

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、
 - 相談対応や情報提供を実施。[13百万円]
 - 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

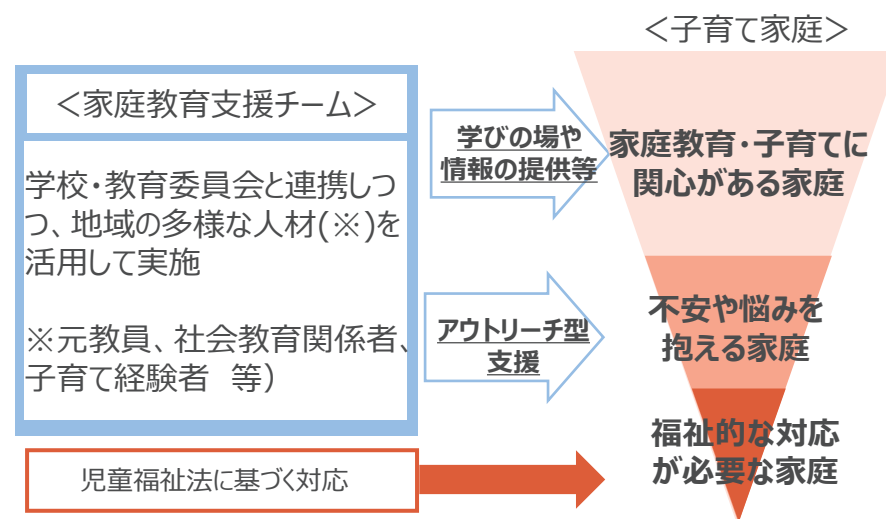
→ R7目標： **100チーム**

- 事業開始：平成27年度～

骨太の方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
(2) 少子化対策・こども政策
(こども大綱の推進)

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がある保護者の割合が改善する。(R5:40.0%)

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和7年度要求・要望額

2,048億円
+ 事項要求

(前年度予算額)

683億円



文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

①新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

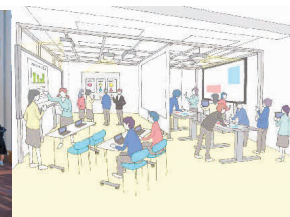
②防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進(木造、内装木質化)

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての**防災機能強化**

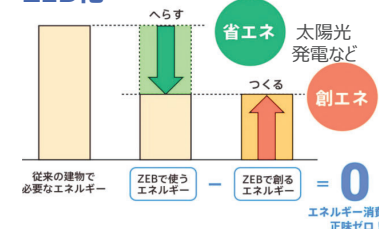


バリアフリートイレの整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化** 高断熱化、LED照明、高効率空調など



具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ(1/3→1/2)の時限延長(令和11年度まで)
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長(令和11年度まで)

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +19.6%
小中学校校舎(鉄筋コンクリート造の場合)
R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:354,100円/㎡

(担当:大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

伝統文化親子教室事業

令和7年度要求・要望額 1,864百万円
(前年度予算額 1,489百万円) 

現状・課題

次代を担う子供たちが親子で楽しみながら伝統文化に触れることは、文化的な伝統を尊重する心や先人への尊敬を深めるとともに、創造力と感性を涵養し、将来にわたり伝統文化に継続して携わるきっかけとなる。このため、茶道、華道、書道、舞踊、和装、囲碁、将棋、五節句等の伝統文化・生活文化・国民娯楽（以下「伝統文化等」という。）を計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供が求められている。また、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、地域の伝統行事や芸能、生活文化の担い手が減少し、継承が困難となっていることから、伝統文化等の裾野拡大を図ることは喫緊の課題である。



鹿嶋市伝統文化親子体験教室
(地域展開型)



日本舞踊「さくら会」
(教室実施型)

事業内容

子供たちが親とともに、地域の茶道、華道、書道、舞踊、和装、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得するきっかけ作りや、体験・修得機会を計画的・継続的に提供する取組を支援

体験機会の提供、幅広い参加の促進

継続的・計画的な体験・修得機会の提供

伝統文化等の確実な継承・発展
子供たちの豊かな人間性の涵養

地方公共団体等が、教室実施型・統括実施型の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する

地域展開型 488百万円 (312百万円)

事業開始年度：平成30年度

実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等

連携

地域の子供たちに計画的・継続的な体験・修得の機会を提供する

教室実施型 998百万円 (888百万円)

事業開始年度：平成26年度

実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

体験・修得機会の格差解消のため、教室実施型の取組を広域的・組織的に提供する

統括実施型 209百万円 (197百万円)

事業開始年度：令和3年度

実施主体：統括団体等



○審査経費等 169百万円(92百万円)
審査業務のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う。

アウトプット（活動目標）

事業実施団体数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教室実施型	3,500	3,200	3,000
統括実施型	15	15	12
地域展開型	40	70	100

短期アウトカム（成果目標）

伝統文化等を体験する子供の数の増加

- 教室実施型 76,800人
- 統括実施型 14,200人
- 地域展開型 14,900人

中期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。
- 地域展開型
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。

長期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型
参加した子供が伝統文化等に関する活動等、継続的に伝統文化等に携わっていることを目指す。
- 地域展開型
参加した子供が体験事業後も伝統文化等に携わっていることを目指す。

担当：参事官（生活文化創造担当）付

事業目的

昭和61年度より開催。各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、文化により様々な価値を生み出す。

事業内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及び茶道、華道などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

◇国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により、多様な日本文化を発信。

◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

※ 天皇陛下4大行幸啓の1つ。

令和6年度 岐阜大会 令和6年10月14日（月）～11月24日（日）

令和7年度 長崎県 令和7年 9月14日（日）～11月30日（日）

令和8年度 高知県



開会式（いしかわ百万石文化祭2023）

アウトプット（活動目標）

- ・分野別フェスティバルの開催 27件
- ・地域文化を生かした芸術公演・発表・展示 86件

短期アウトカム（成果目標）

- ・国民文化祭の来場者が文化芸術に親しむ機会となったと回答した割合が過去3回平均より増加していることを目標とする

長期アウトカム（成果目標）

- ・国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合を維持する

健全育成のための体験活動推進事業

令和7年度要求・要望額

122百万円

(前年度予算額)

99百万円)



文部科学省

事業目的

- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動としての体験活動の機会の充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの様々な体験活動を引き続き着実に支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

(1) 宿泊体験事業

①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組

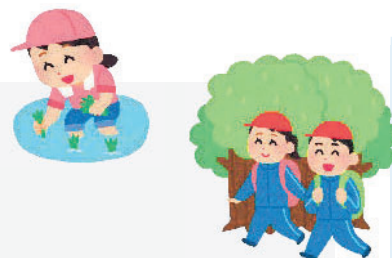
- ・教育委員会が主催する夏休み期間中に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助

(2) 体験活動推進協議会（各都道府県・市区町村）

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



経済財政運営と改革の基本方針2024

(R6.6.21閣議決定)

『豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動（略）等を推進するとともに…』

教育振興基本計画

(R5.6.16閣議決定)

『○体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。
- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』

まち・ひと・しごと創生基本方針2021

(R3.6.18閣議決定)

『子どもの生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIターン基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する』

対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	交通費、講師やコーディネーターの報酬・謝金など	補助割合	国 1 / 3

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

厚生労働省における食育関連主要事業について

食育推進基本計画

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進 
 - ・国民健康づくり運動「健康日本21」の推進
 - ・8020運動・口腔保健推進事業
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 
 - ・食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

国民健康づくり運動「健康日本21」の推進予算

【令和7年度概算要求額(案) 761百万円】

〈主要事業〉

□ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21推進費 〈146百万円(166百万円)〉
- 健康日本21分析評価事業 〈39百万円(38百万円)〉

□ 科学的根拠に基づく基準等の整備

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費 〈228百万円(354百万円)〉
- 食事摂取基準関連経費等 〈30百万円(30百万円)〉

□ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上 〈96百万円(95百万円)〉
- 糖尿病予防戦略事業 〈37百万円(37百万円)〉

□ 東京栄養サミットを契機とした食環境づくりの推進

- 活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業〈55百万円(55百万円)〉
- 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 〈44百万円(44百万円)〉

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ

<スマート・ライフ・プロジェクト> 参画団体数 10,130団体 (R6.3.31現在)



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>

厚生労働省



<健康寿命をのばそう！アワードトロフィー>

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開



企業・団体 自治体

・メディア
・外食産業



・フィットネスクラブ
・食品会社

等



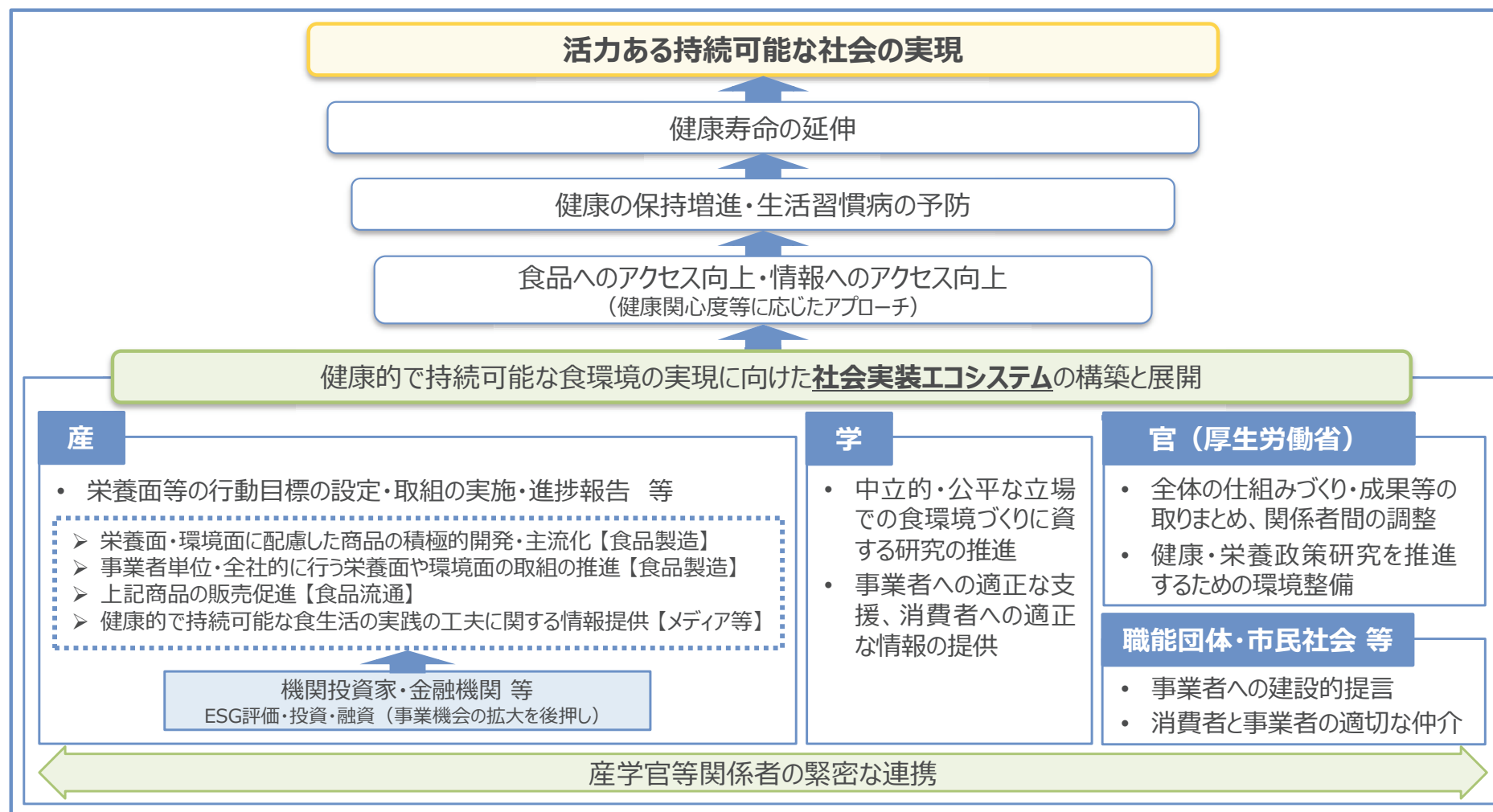
社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど） → 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ ～誰一人取り残さない食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～

- 厚生労働省は、有識者検討会※¹報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携※²による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。
 - ※¹ 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会
 - ※² 「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、多様な業種を含む。
- 本イニシアチブは、「**食塩の過剰摂取**」、「**若年女性のやせ**」、「**経済格差に伴う栄養格差**」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。**日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。**



令和7年度概算要求額 **13億円**（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2024」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所

3. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

【実施主体：株式会社等】

- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・ セミナー、シンポジウム等の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1／2相当定額

1) 口腔保健支援センター設置推進事業

【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所

2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

I 歯科疾患予防等事業

① 歯科疾患予防事業

② 歯科健診事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】

<標準事業例> 歯科健診事業（個別・集団）、医科健診等への歯科健診同時実施事業、歯科疾患等簡易スクリーニング事業等

③ 歯科健診・クリーニング事業【新規】

④ 食育推進等口腔機能維持向上事業

II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業

① 歯科保健医療推進事業

② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業

III 調査研究事業

① 歯科口腔保健調査研究事業

② 多職種連携等調査研究事業

※旧III 歯科口腔保健推進体制強化事業（廃止）

【事業実績】I 2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所

II 2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所



リスクコミュニケーションの主な取り組み

【令和7年度概算要求額 9百万円】
【令和6年度予算額 9百万円】

1. 意見交換会

食品中の放射性物質、輸入食品の安全性確保などをテーマに意見交換会を開催



2. リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リステリア等）について、一般国民向けのリーフレットや動画等を作成



3. ホームページ

厚生労働省ホームページ
「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開



4. SNS（X（旧Twitter））等

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信



～家庭でできる食中毒予防～

＜対策のポイント＞
第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動**を引き続き推進します。その際、**農林漁業体験機会の提供**に加え、**産直活動等の様々なチャネルを通じて生産者と消費者との交流を推進する取組を持続的に展開するための環境整備**を新たに支援対象とします。

＜事業目標＞
第4次食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

1. **食育を推進するリーダーの育成**
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. **農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進**
食や農林水産業への理解を増進する体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信、商談会等、生産者と消費者との交流を促進するための取組を支援します。

3. **地域における共食の場の提供**
地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. **学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及**
学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業等の開催を支援します。

5. **環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上**
環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催を支援します。

6. **食品ロスの削減**
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付、セミナーの開催を支援します。

7. **地域食文化の継承**
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

(注) **シンポジウム、展示会、交流会等の開催**
食育の推進に係るシンポジウム、展示会等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

＜事業の流れ＞

国

① 都道府県を通じた取組
交付(定額)

都道府県

1/2以内

事業実施主体
民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

② 広域の取組
交付(1/2以内)

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

＜事業イメージ＞

目標(第4次食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連)

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供

生産者と消費者との
交流イベントの開催

学校給食における
地場産物活用

産学連携型の
食育授業の展開

- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物の活用促進 等

第4次食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

食育活動の全国展開事業

【令和7年度予算概算要求額 76（65）百万円】

＜対策のポイント＞

第4次食育推進基本計画に基づき、**食育推進全国大会の開催、食育活動表彰、食育に関する調査等**のほか、**全国食育推進ネットワークの改組・拡充**を行うことにより、食育の全国展開を図ります。加えて、**次期食育推進基本計画の作成・実施に向けた調査・普及啓発**を通じて、更なる食育の推進に取り組みます。

＜事業目標＞

食育に関心を持っている国民の割合：90%以上（第4次食育推進基本計画〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 全国食育推進ネットワークの改組・拡充

若者、中高年、高齢者等各世代の食や農への理解醸成と消費行動の変容を促す取組（大人の食育）の推進に向けて、様々な主体を巻き込んだ官民連携による国民運動を展開するため、食育に関する情報発信等を自治体や民間団体等に対して行ってきた「全国食育推進ネットワーク」の改組・拡充を図ります。

2. 食育推進全国大会、食育活動表彰

国民の食育に対する理解を深めるため、食育推進全国大会や食育活動の優良事例の表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。

3. 食育に関する意識調査、事例収集

食育の推進状況を把握するための意識調査等により、国民のニーズや特性を調査・分析し、より効果的な食育推進方策の検討を行います。

4. 次期食育推進基本計画の作成・実施に向けた調査・普及啓発

次期計画の作成・実施に向けて、学会等のエビデンスや、効果が高かった食育の取組に関する情報を調査・整理し、発信します。また、次期計画の内容の速やかな周知が図られるよう、普及啓発資料やデジタル広報の企画・設計を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

全国食育推進 ネットワークの 改組・拡充

- 食や農への国民理解を醸成し、行動変容を促す国民運動を展開するため、学校、企業、生産者などの様々な主体を巻き込んだ官民連携による体制を構築

食育推進全国大会、 食育活動表彰

- 国民の食育に対する理解を深めるため、地方公共団体との共催により食育推進全国大会を開催
- ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰

食育に関する意識 調査、事例収集

- 食育の推進状況を把握するための意識調査を実施
- 優良事例を収集し、食育白書の特集に記載するとともに、食育を実践している方々に対し、情報提供

次期計画の作成・ 実施に向けた 調査・普及啓発

- 学会等による調査・研究等のエビデンスや、効果が高かった民間等の食育の取組に関する情報を調査・整理、発信
- 次期計画の内容を周知する普及啓発資料やデジタル広報を企画・設計

【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）

＜対策のポイント＞

新たな食料システムを支える企業や農業現場の優良な取組を表彰することを通じ、Z世代を含め、国民の行動変容を誘起するため、これらの取組への直接的接点となる場を全国及び地域レベルで設けます。さらに、国産農林水産物やサービスを消費者が選択するといった行動変容につなげ、食と環境を支える農業・農村への国民の理解を醸成するため、農林漁業者による地域の様々な取組や地域の食と農業の魅力について、メディア・SNS等を活用した情報発信をあわせて行います。

＜事業目標＞

- 国民理解の醸成

＜事業の内容＞

1. 行動変容を誘起する場の創出

食と農への理解深化に寄与するような推進パートナーによる国民の行動変容を促すような優良な取組事例を表彰しつつ、Z世代の若者を中心にワークショップを開催し、消費者と生産者・民間事業者が一体となって、「食」や「農」が抱える課題を解決する行動を誘起します。

2. 情報発信

メディア・SNS等を活用して、重点的なターゲット世代である大学生及びこれらのターゲット世代に向けた、ニッポンフードシフトに賛同する企業等の取組を盛り込んだ情報発信を実施します。

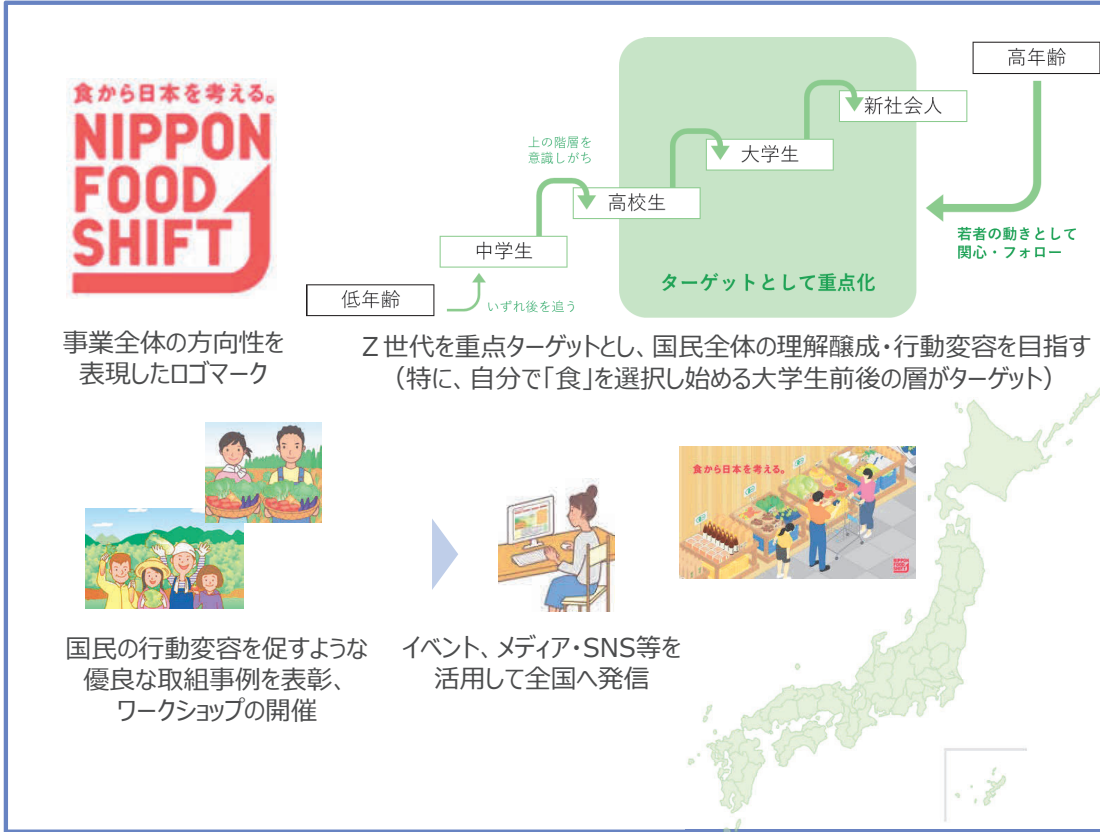
3. 消費者による行動変容を促す仕組みの検討

推進パートナー企業等を応援しつつ、消費者の応援が見える化などの消費者による行動変容を促す仕組みを検討します。

4. 食生活調査

食と農をめぐる事情が大きく変化する中で食と農への国民理解の状況や日常の食生活を把握するための調査を実施します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



農業・農村への国民理解の醸成、食料自給率の向上と食料安全保障の確立

【お問い合わせ先】 大臣官房政策課食料安全保障室（03-6744-2395）

食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進【令和7年度予算概算要求額 3,500（650）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、食料システムの関係者による環境負荷低減の取組の更なる理解・活用促進に加え、「見える化」の推進や農業分野のJ-クレジットの創出を推進します。また、「みどりの食料システム戦略」のアジア・モンスーン地域への展開を図るため、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた環境整備を推進します。

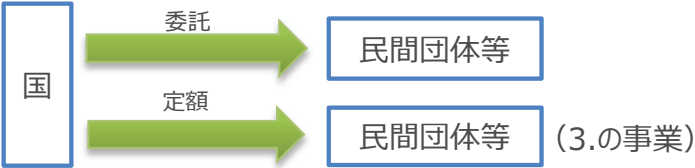
＜政策目標＞

みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成【令和12年まで】

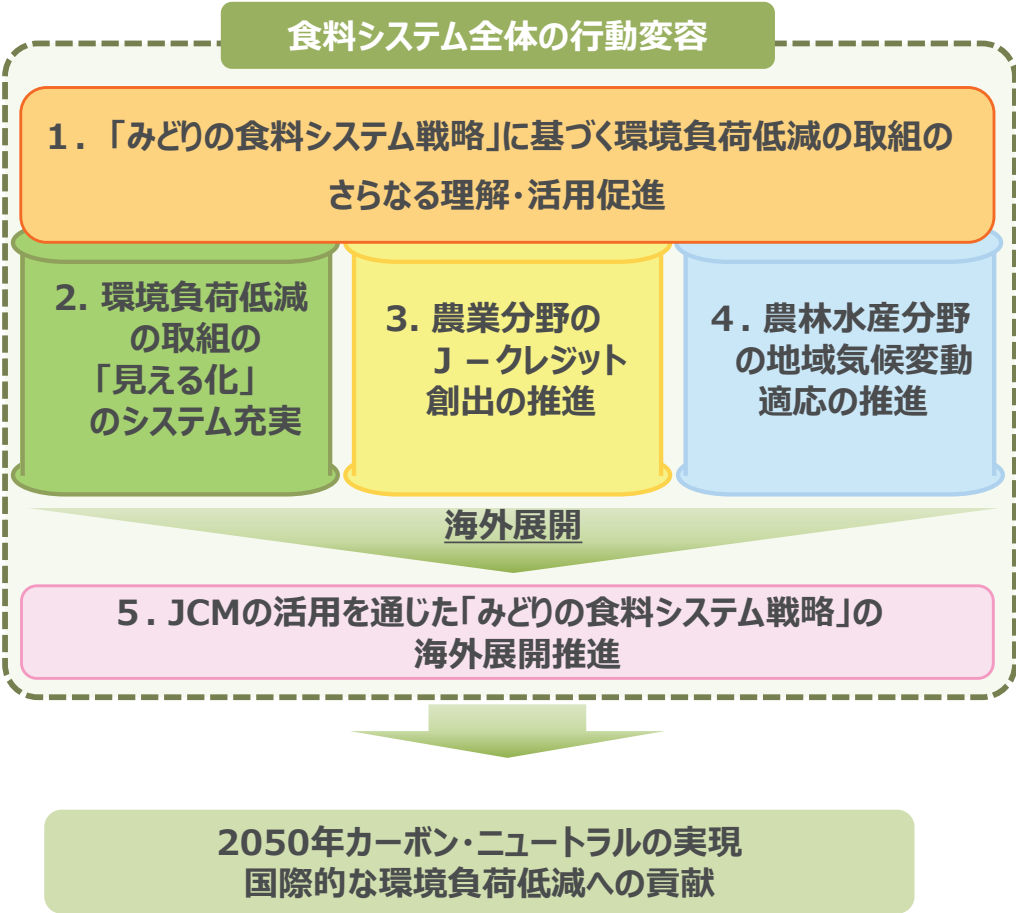
＜事業の内容＞

- 1. 「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取組のさらなる理解・活用促進
「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組の認知拡大等を図るため、官民連携による戦略的な取組の露出拡大や消費者の行動変容に向けたインセンティブを充実するほか、J-クレジットにおける方法論の新規策定等を実施します。
- 2. 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実
「見える化」の拡大のため、畜産物や花き等を対象とした評価手法の検討及び実証販売等を実施します。また、加工食品について自主的なカーボンフットプリントの算定に係る実証を実施します。
- 3. 農業分野のJ-クレジット創出の推進
農業分野におけるJ-クレジット創出拡大のため、農業者等が取り組むプロジェクトの形成やクレジットの認証、審査能力の強化等を支援します。
- 4. 農林水産分野の地域気候変動適応推進
地方公共団体等への情報提供のため、近年の記録的な猛暑を踏まえた効果的な適応策の調査を実施します。
- 5. JCMの活用を通じた「みどりの食料システム戦略」の海外展開推進
我が国の技術をアジアモンスーン地域に展開するため、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた審査体制整備や方法論の作成支援等を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
地球環境対策室（03-6744-2473）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業

【令和7年度予算概算要求額 3,500（650）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、**有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）**を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、**有機農業を広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた**有機農業実施計画の策定**を支援するとともに、同計画に基づく**産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組**や**産地と消費地が連携した消費拡大の取組**を支援します。また、**有機農業の大幅な面積拡大**に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

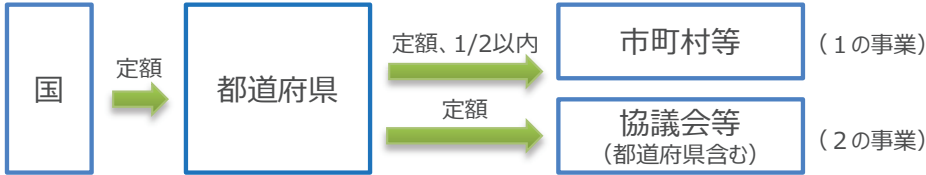
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員が「みどり認定」等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、**地域計画**に位置付けられている場合
- ・事業実施計画において**フラッグシップ輸出産地**と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

2. 有機農業の拡大加速化の推進

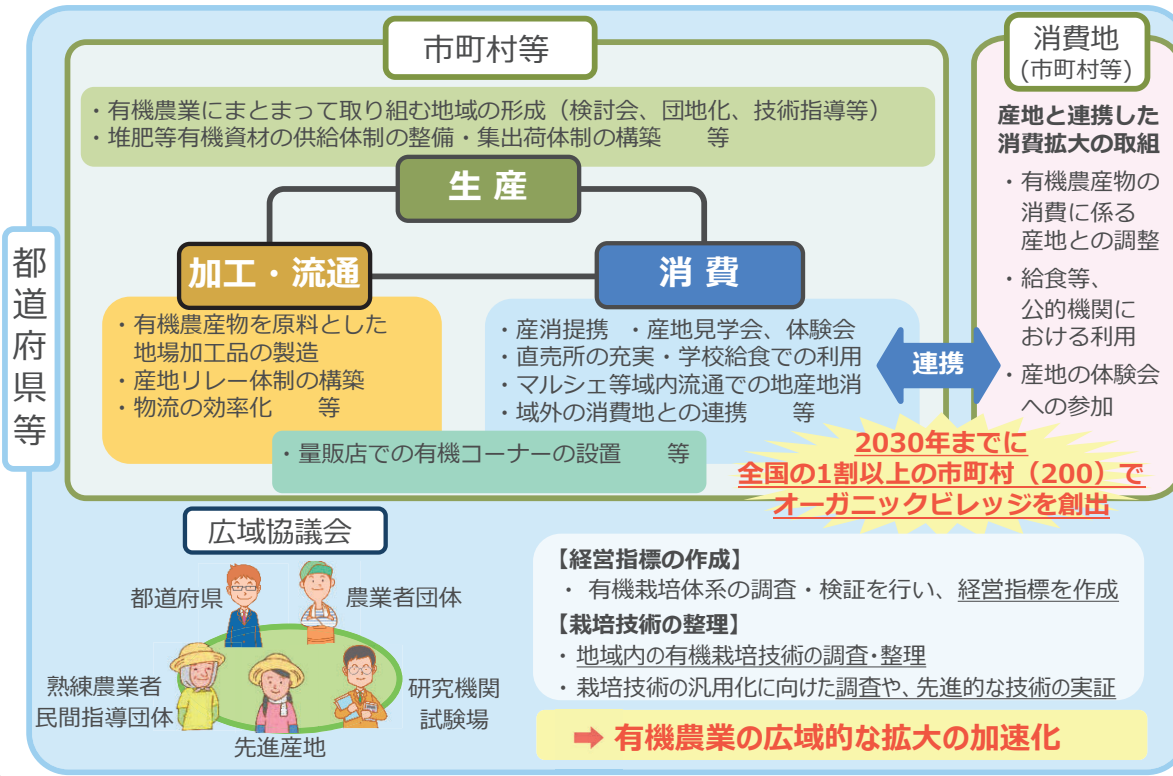
都道府県域で取組を行う協議会等による、**有機農業に係る経営指標の作成**に向けた調査・検討、**有機栽培技術の調査・分析・実証**及びこれらに基づく「**経営・技術指導マニュアル**」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- 有機農業を推進するため、**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域を支援。
- あわせて、有機農業を**広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援。



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち
国産有機農産物等需要拡大支援事業

＜対策のポイント＞

国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起及び活用促進、有機農業の環境保全効果を訴求する取組、生産者と事業者間のマッチング等を支援します。

＜事業の内容＞

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

国産有機食品に対する消費者の購買意欲向上のため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う有機農産物の生産から消費までの取組を把握できる消費者参加型のワークショップや展示会への出展等の取組を支援します。

2. 有機農業環境保全効果訴求事業

消費者の有機農業、有機農産物に対する関心を高めるため、有機農業の環境保全効果を普及啓発するためのコンテンツの作成及び発信等を行う取組を支援します。

3. 国産有機農産物等流通拡大推進事業

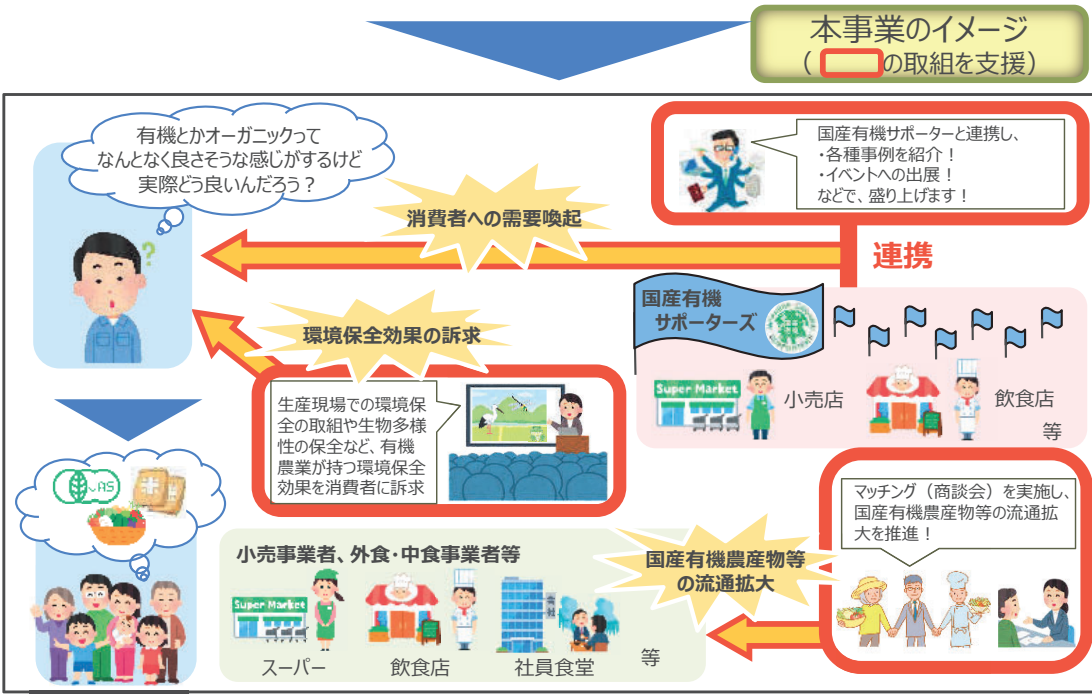
国産有機農産物等の流通拡大を推進するため、有機農業に取り組む生産者と、新たに国産有機農産物等の取扱いを希望する小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチングの開催を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- ・有機農業を拡大するには生産のみならず消費の拡大に向けた需要喚起が必要
- ・有機食品市場は拡大傾向にあるが、令和4年に実施したアンケート調査によると消費者の約6割は有機農産物等の購入頻度が「月に1回未満」であり、これらを日常的に購入する層の拡大が必要



- ・国産有機農産物等を扱う事業者の連携促進
- ・有機農産物等の認知度向上・需要喚起

〔お問い合わせ先〕 農産局農業環境対策課（03-6744-2494）

地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

【令和7年度予算概算要求額 310（－）百万円】

<対策のポイント>

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「**地域連携推進支援プラットフォーム**」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する**食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等**を支援します。また、食品企業による**広域的な産地連携**や製造現場の**自動化、資材標準化等**による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

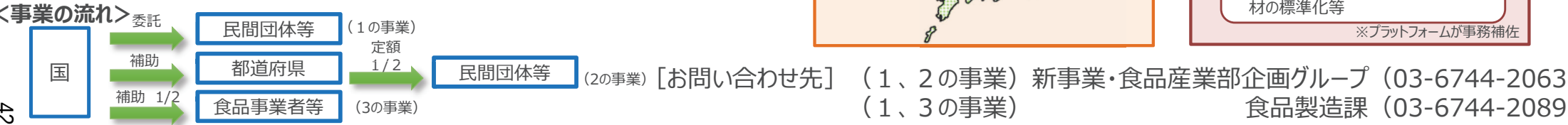
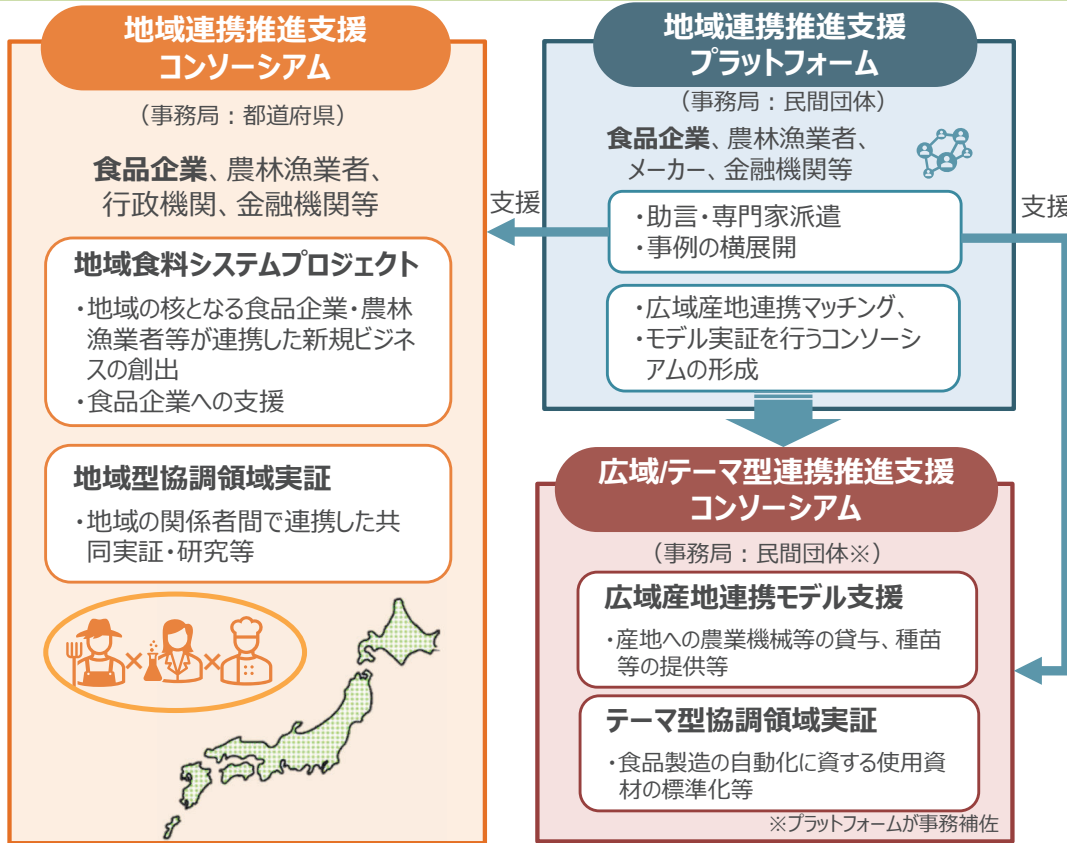
<事業目標>

- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）
- 食品企業と産地が連携したモデル的取組の創出数（9件〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築 78（－）百万円**
地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁業者等が参加するプラットフォームを設立し、専門家派遣のほか、**広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等**を通じて、**食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組**を支援します。
- 2. 地域型食品企業等連携促進事業 192（－）百万円**
- ① 地域食料システムプロジェクト推進事業
都道府県が、「**地域連携推進支援コンソーシアム**」を設置し、**食品企業と農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等**を支援します。
 - ② 地域型協調領域実証
地域の食料システムの持続性向上に資する**地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組**を支援します。
- 3. 広域/テーマ型食品企業等連携促進事業 40（－）百万円**
- ① 広域産地連携モデル支援
プラットフォームでのマッチングを通じ、**食品企業と産地の連携強化**を図り、原材料の安定確保や高付加価値化の**モデル的な取組**を支援します。
 - ② テーマ型協調領域実証
プラットフォームで形成された、**製造現場の自動化、資材標準化等**による業界横断的な**生産性向上の取組**について、横展開や実用化に向けて**モデル的に支援**します。

<事業イメージ>



持続可能な地域の食文化再構築支援事業

【令和7年度予算概算要求額 10（一）百万円】

<対策のポイント>

地域が一体となって地域の食文化の再構築を図る「食文化継承モデル地域」を選定し、地域の食文化の担い手間の連携強化や、現代の価値観や嗜好に合った形での郷土料理の提供体制の構築を図る取組等、持続的な地域の食文化の継承に向けた体制づくりや、継承環境の整備を推進します。

<事業目標>

- ユネスコ無形文化遺産「和食；日本人の伝統的な食文化」の継承
- 持続可能な地域の食文化の継承に取り組む地域の創出（45地区〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

地域が一体となって地域の食文化の再構築を図る「食文化継承モデル地域」を選定。当該地域の食文化に関わる多様な関係者が参画した協議会を形成し、地域の食文化の担い手間の連携強化を図るとともに、現代の価値観や嗜好に合った形での郷土料理の提供体制の構築を図る取組や、地域の食文化の価値・魅力等を発信し、次世代に伝承する人材の育成を推進します。

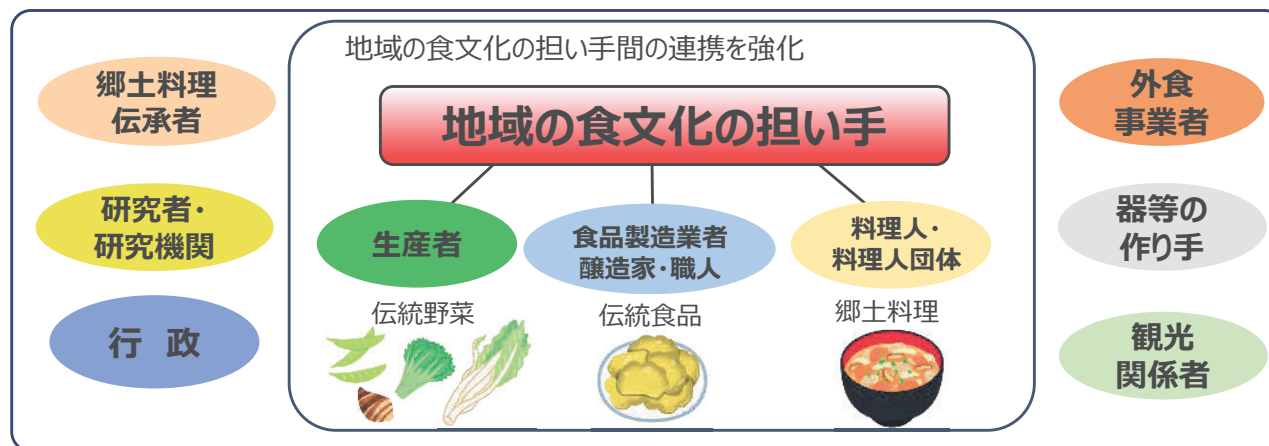
- （1）検討委員会の開催（実施方針、郷土料理等の価値向上、地域の食文化の継承方策の検討・策定）
- （2）郷土料理等の価値向上の取組（研修会、評価会、情報発信等）
- （3）地域の食文化の価値や魅力を発信し、次世代に伝承する人材の育成

<事業の流れ>



<事業イメージ>

「食文化継承モデル地域」の推進体制（イメージ）



モデル地域の取組例



地域の話し合いの場の創出



郷土料理等の価値向上



食文化の魅力を次世代に伝承する人材の育成

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室（03-3502-5516）

＜対策のポイント＞

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等について、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図るため、官民連携の場の構築やサステナビリティ課題に関する調査・分析を行う。

＜政策目標＞

- （1）2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。
- （2）2030年までに食品製造業の自動化等を進め、労働生産性が3割以上向上することを目指す（2018年基準）。
- （3）2030年までに流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を10%に縮減することを目指す。

＜事業の内容＞

1. サステナビリティ課題の解決に向けた官民連携の場の構築

52（0）百万円

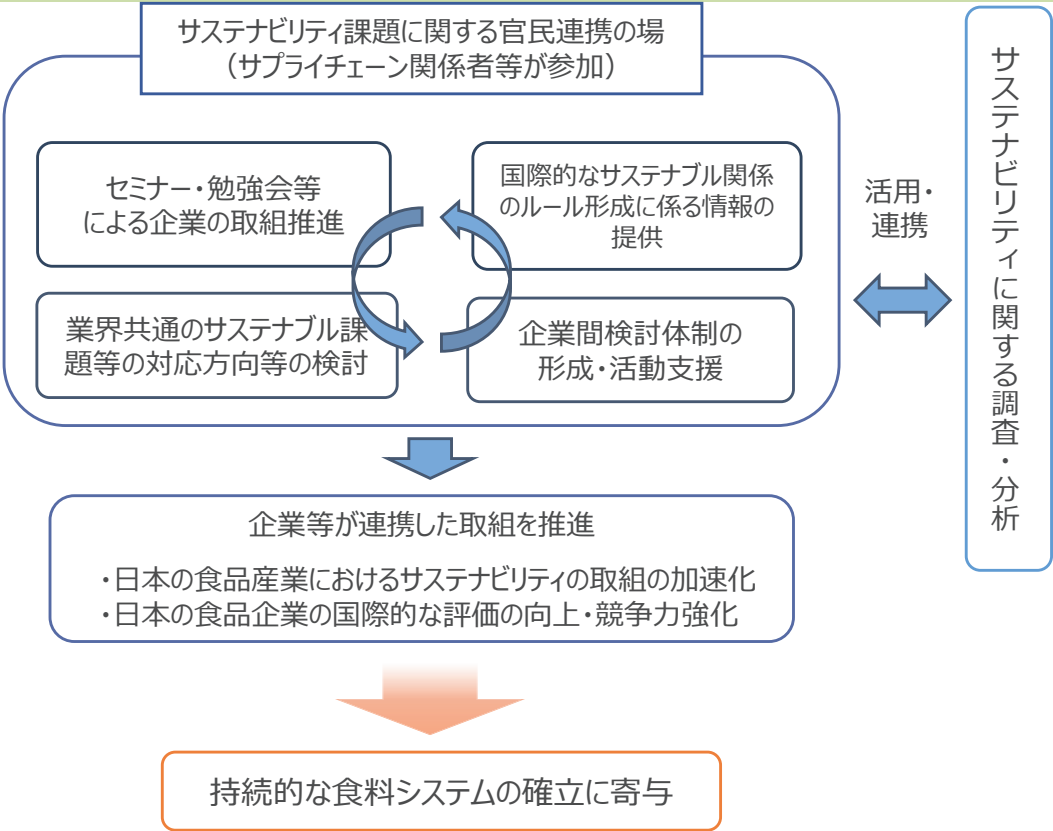
海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等について、サプライチェーン関係者が参画する官民連携の場を構築し、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を行います。

2. サステナビリティ課題等に関する調査・分析

50（0）百万円

日本の食品産業のサステナビリティに関する取組の実態や国内外のルール形成の動向等の調査・分析、中堅・中小企業の取組を推進するためのガイダンス等の策定を行います。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】
新事業・食品産業部企画グループ（03-6744-2065）

36 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策

【令和7年度予算概算要求額 291（76）百万円】

＜対策のポイント＞

食品企業における未利用食品の供給体制の構築や商慣習の見直し、取組開示の推進等を通じた食品ロスの削減、農林水産業・食品産業でのプラスチック資源循環の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔2030年度まで〕）
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減〔2040年まで〕

＜事業の内容＞

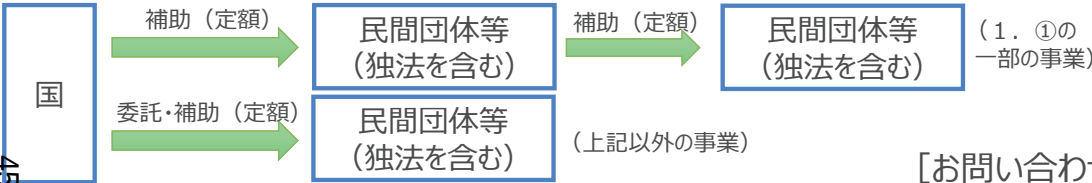
1. 食品ロス削減総合対策事業 260（52）百万円

- ① 食品ロス削減等推進事業
食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築に向けた検討・実証を支援するとともに、食品ロス削減効果が更に期待される取組として、AI等を活用した需要予測の高度化や、外食産業における食べ残しの発生抑制に向けた実証等を支援します。
また、食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組について、業界全体で横展開を図る活動を支援します。
- ② 食品ロス削減調査等委託事業
企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容を公表する仕組みの構築に向けた調査を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

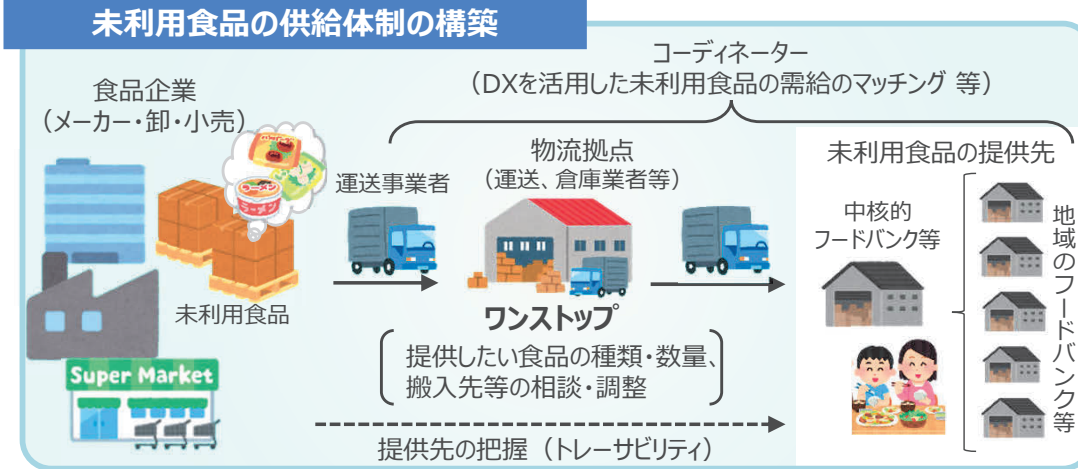
2. 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業 31（25）百万円

食品産業における業界設計ガイドライン策定及び3R+Renewableの取組等や、消費者の環境に配慮した行動を促進する取組、漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの資源循環の取組、農畜産業における廃プラスチックの排出抑制と循環利用の推進に向けた先進的事例調査、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2051）

○ 食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算要求額 385（100）百万円】

＜対策のポイント＞

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、そのスタートアップや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

＜事業目標＞

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

＜事業の内容＞

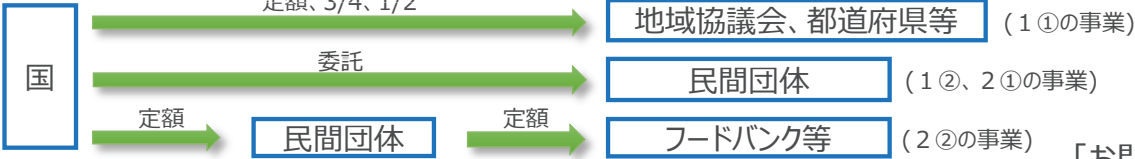
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - ㊦ 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 - ㊧ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
 - ㊨ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 - ㊩ 課題解決に向けた計画の策定
 - イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等のスタートアップを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



円滑な食品アクセスの確保



スタートアップ	食品提供の質・量の充実等
・求人費 ・厨房設備費 ・保管用倉庫費(冷蔵・冷凍庫を含む) ・配送車両費 ・研修会開催費 ・生産者・食品関連事業者との交流会、マッチングの開催費 ・調理・共食の場の提供費 等	(スタートアップ支援の内容に加え) ・未利用食品の輸配送費 ・入出庫管理機器費 ・システム構築費 ・広域連携に向けた関係者との検討会、情報交換会の開催費 等

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

農山漁村振興交付金のうち
地域資源活用価値創出対策
(旧 農山漁村発イノベーション対策)

【令和7年度予算概算要求額 10,388 (8,389) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農林水産物や農林水産業に関わる**多様な地域資源**を活用し、**付加価値**を創出することによって、**農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保**を図る取組等を支援します。

＜事業目標＞

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕） 等

＜事業の内容＞

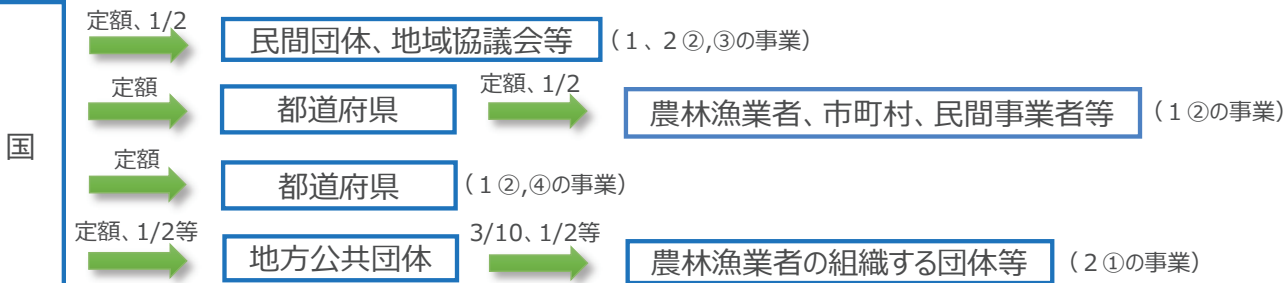
- 1. 地域資源活用価値創出推進事業** (旧 農山漁村発イノベーション推進事業)
- ① 地域活性化に向けた**活動計画策定**※、**関係人口創出**、地域づくりを担う**農村プロデューサーの育成**、**農業・農村の情報発信**等を支援します。 ※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
 - ② 地域資源を活用した**新商品開発**、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への**専門家派遣**、**官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決**等を支援します。
 - ③ **農泊の実施体制の整備**や**経営の強化**、**観光コンテンツの磨き上げ**等の取組を支援します。
 - ④ **農福連携の普及啓発**、**障害者等の農林水産業に係る技術の習得**、**農福連携等を地域で広げるための取組**、**専門人材の育成**等を支援します。
- 2. 地域資源活用価値創出整備事業** (旧 農山漁村発イノベーション整備事業)
- ① **農林水産物加工・販売施設**、**地域間交流拠点**等の整備を支援します。
 - ② 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設**等の整備を支援します。
 - ③ 農福連携の推進に必要な**障害者等が作業に携わる生産施設**等の整備を支援します。

（関連事業）**地域資源活用価値創出委託調査事業**

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、**所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査**を実施します。

＜事業の流れ＞

※下線部は拡充事項



＜事業イメージ＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

②創出支援型



地域資源を多分野で活用した新商品・サービスの開発

③農泊推進型



景観等を活用した観光コンテンツの開発

④農福連携型



障害者等の農産物栽培技術の習得や専門人材の育成等

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型産業支援型



農林水産物直売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

②農泊推進型



古民家等を活用した滞在型施設の整備

③農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和7年度予算概算要求額 10,388（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先します。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積（255ha） ※令和7年度以降の事業目標については、今後検討

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。（※支援対象を一定の要件を満たす都市計画区域内農地に拡充）

② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

※下線部は拡充事項

<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農業体験会の開催

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。

● モデル支援型



農村ファンの拡大



環境負荷低減への取組

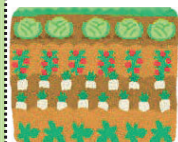
<各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等を取りまとめ、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。



● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設



貸借



都市農業者（担い手）

<事業の流れ>

定額

国



民間団体、地域協議会、市区町村、JA、NPO法人等

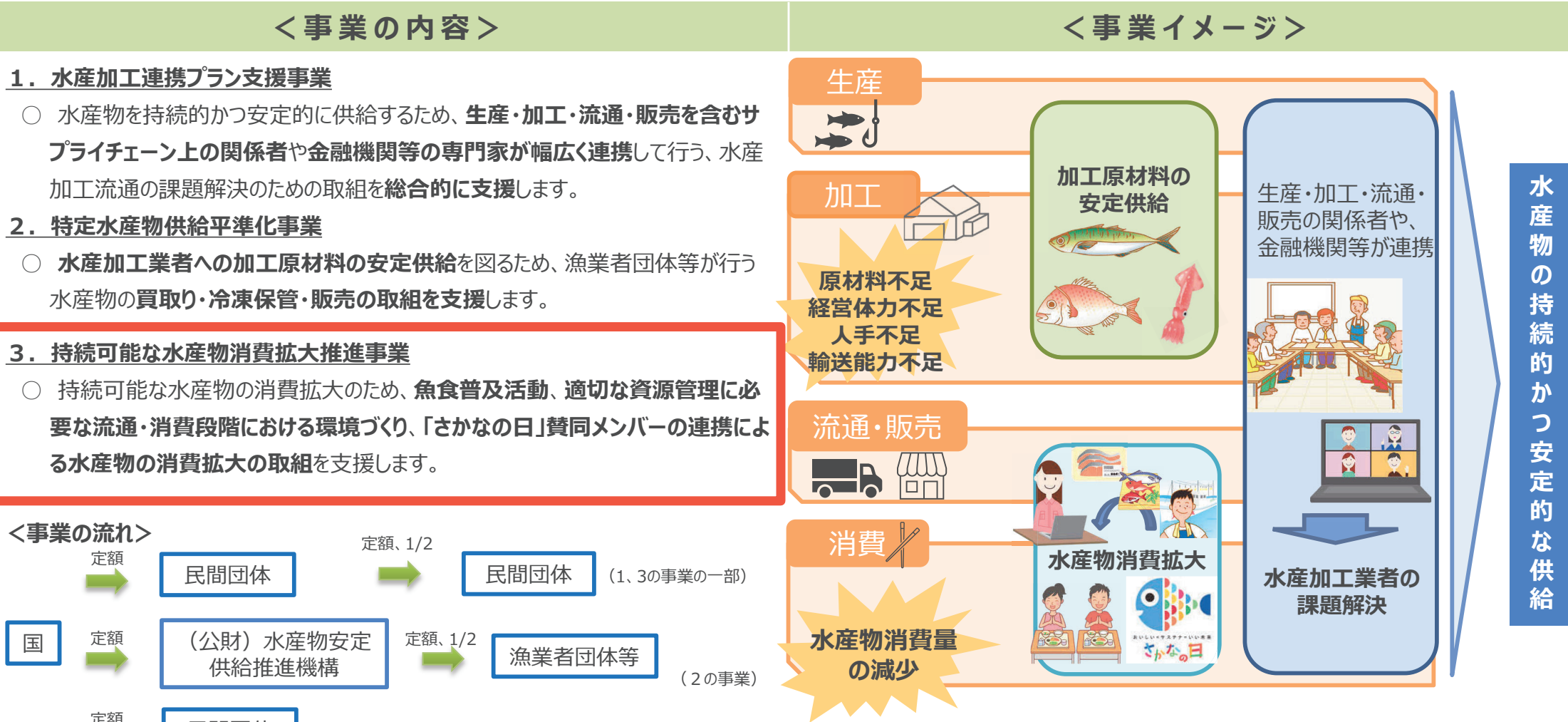
【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課（03-3502-5948）

<対策のポイント>

水産加工・流通が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上、輸送能力不足といった喫緊の課題に対応して水産物を持続的かつ安定的に供給していくため、サプライチェーン上の関係者が一体となった課題解決のための取組、加工原材料の安定供給を図る取組、持続可能な水産物消費拡大に向けた取組を支援します。

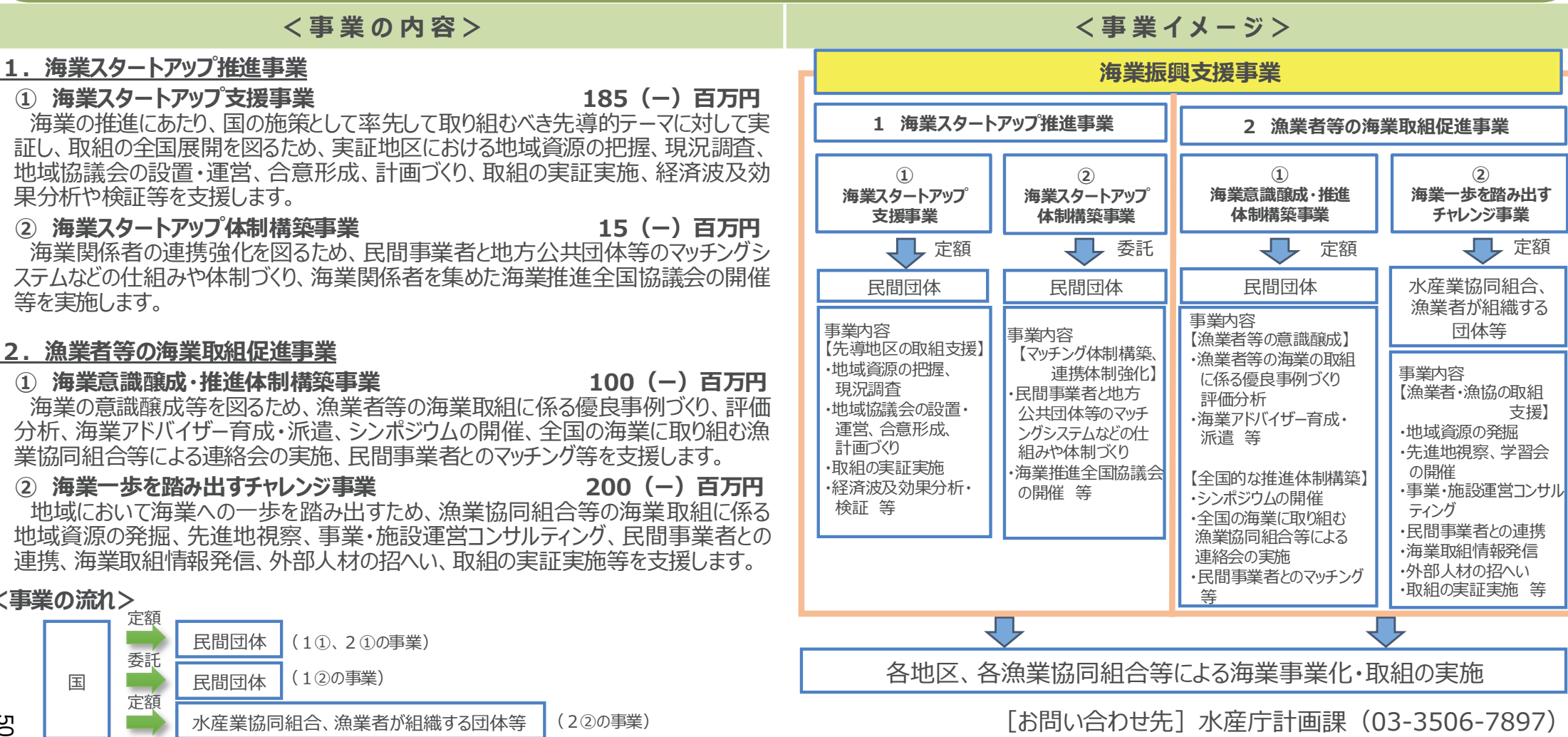
<政策目標>

魚介類（食用）の年間消費量（39.8kg/人〔令和14年度まで〕）



＜対策のポイント＞
海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図るため、**先導的テーマに係るスタートアップに必要な実証事業や、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり、漁業者等の海業に対する意識醸成の取組、漁業者等が海業に一步を踏み出すための事業・施設運営コンサルティング、民間事業者との連携、外部人材の招へい等を支援します。**

- ＜事業目標＞
- 海業の新たな取組500件の展開 [令和8年度まで]
 - 漁村交流人口を2,000万人から2,500万人に増加 [令和8年度まで]



＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組を支援します。

＜政策目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

＜事業の内容＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等を支援します。

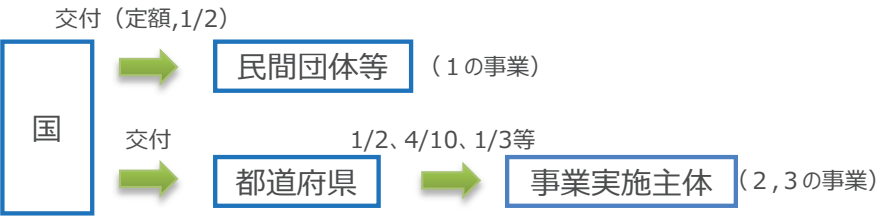
2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等を支援します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

＜ハード事業＞

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

＜ソフト事業＞

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援

3. 海業推進事業

＜ハード・ソフト事業＞

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

ヘルスケア産業競争力強化事業のうち、 (1) ヘルスケア産業基盤高度化推進事業 令和7年度概算要求額 4.0億円（11.4億円）

商務・サービスグループヘルスケア産業課

事業の内容

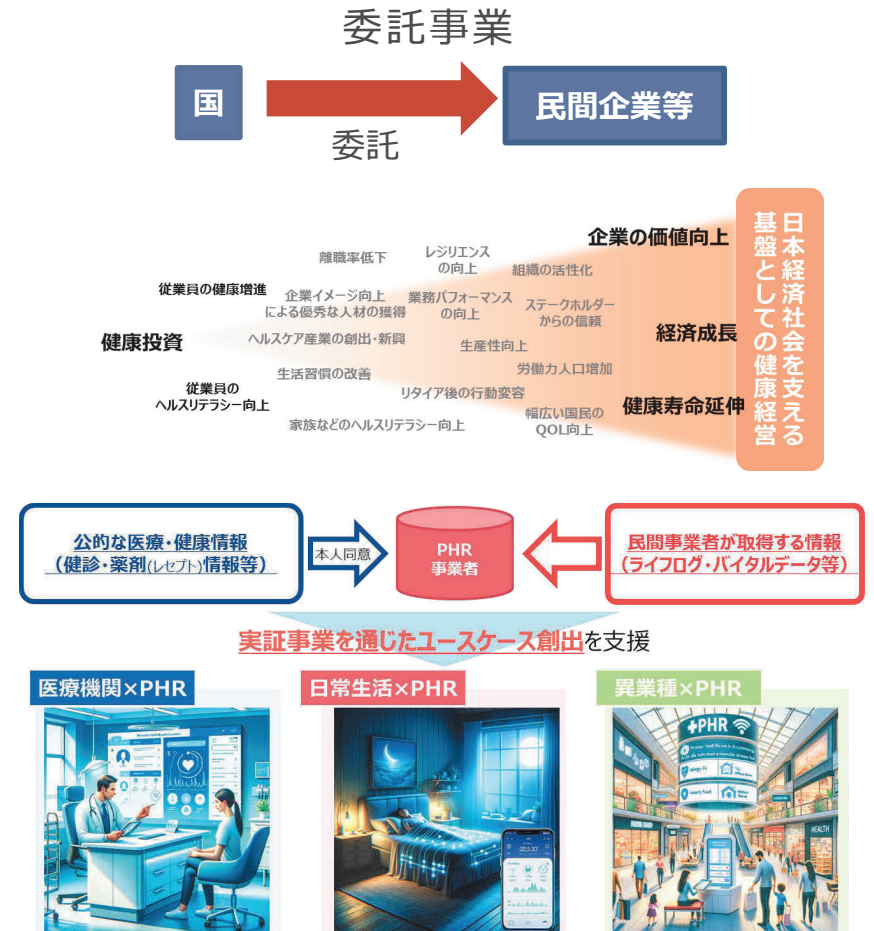
事業目的

社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備を行う。

事業概要

- ① 予防・健康づくりへの投資を促進するため、健康経営のより効果的な取組の評価・分析や情報開示の推進、支援サービスの品質向上、更なる普及拡大等に取り組む。
- ② 個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、人々が自身の健康等情報を健康づくり等に活用できる仕組みである Personal Health Record（以下「PHR」）を適切に利活用したサービスのユースケースを創出し、より一層、社会に普及するための環境整備に取り組む。
- ③ 信頼性が確保された介護保険外サービスを振興することで介護需要の多様な受け皿を整備するとともに、働く家族介護者の仕事と介護の両立支援、介護に関する社会機運醸成に関する取組を推進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、最終的には、国内ヘルスケア産業の成長による国際的な競争優位性の確保を目指す。

食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費



【令和7年度要求額 300百万円（152百万円）】

食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 現行の食品ロス削減目標（2030年までに2000年比半減）の着実な達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入等の地域実装・効果検証と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 登録再生利用事業者等への指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等
- 自治体向け食品ロス削減等推進セミナーの開催
- 家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策の調査・検討

2. 消費者等の行動変容の促進

- 対策の地域実装の支援と効果検証
(家庭系食品ロス削減、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入等)
- 食品ロスポータルサイトの拡充

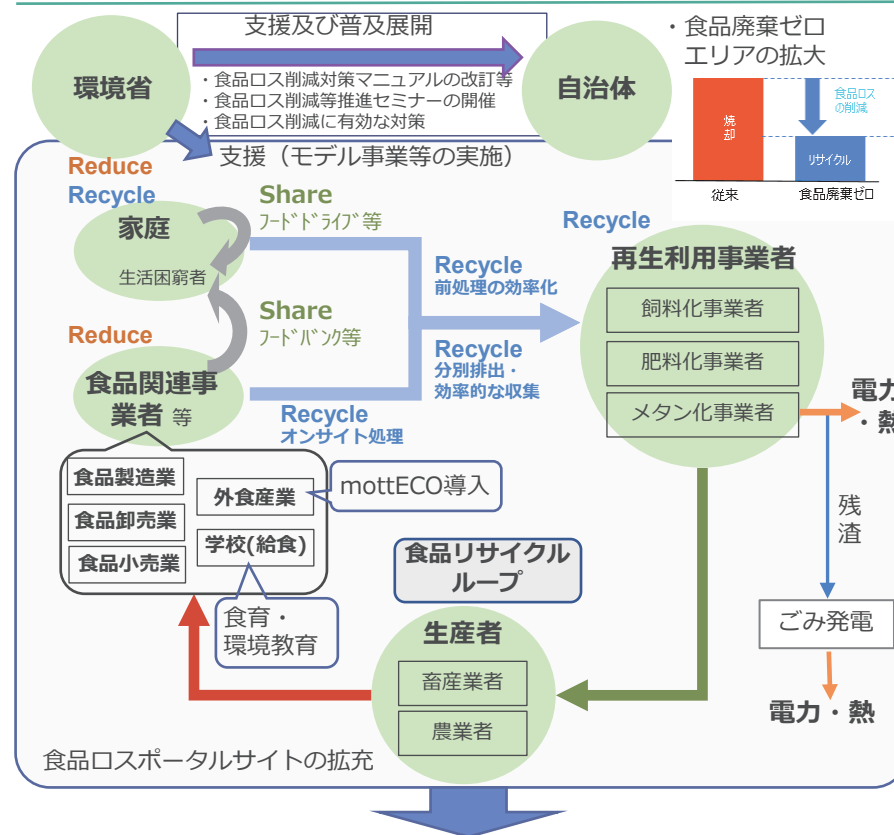
3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する調査・検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|----------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■実施期間 | 平成19年度～ |

4. 事業イメージ



食品ロス半減目標の達成と再生利用等実施率の向上

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業



【令和7年度要求額 4,275百万円（3,763百万円）】

デコ活等の推進により、将来にわたる質の高い暮らしを実現します。

1. 事業目的

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進を通じて、2030年度に2013年度比46%（特に家庭部門では66%）削減及び2050年カーボンニュートラルを実現する。具体的には、自治体・企業・団体・消費者と連携した国民運動として、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトを展開する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、2030年度46%削減、家庭部門66%削減等の達成が必要であり、暮らし、ライフスタイルの分野で大幅な温室効果ガス排出量の削減が不可欠である。一方で、国民・消費者の9割が脱炭素という用語を認知しているが、具体的な行動に結びついていない現状である。

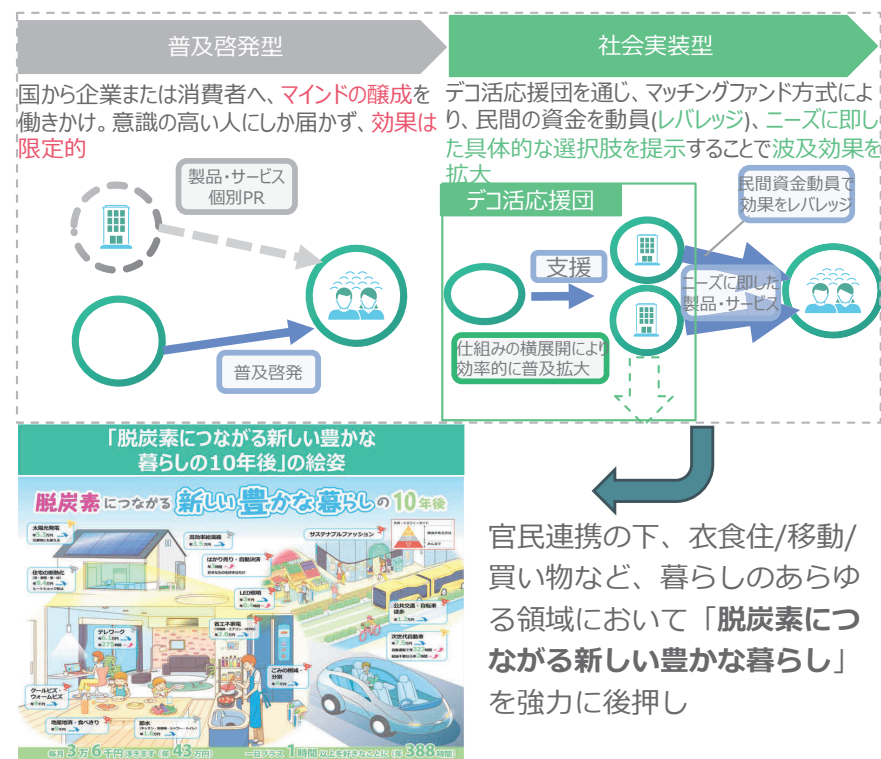
このため、デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブ等も含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業、間接補助事業（補助率 定額（1/3相当））
- 委託先等 委託事業：民間企業・団体、補助事業：地方公共団体、民間企業・団体
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト



官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を強力に後押し

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室（デコ活応援隊） 電話：03-5521-8341